

平成27年第3回霧島市農業委員会総会

開催日 平成27年 3月20日(金)

開催場所 国分シビックセンター 7階 701・702会議室

出席委員

1番委員、 2番委員、 3番委員、 4番委員、 5番委員、 6番委員、 7番委員、
8番委員、 9番委員、 10番委員、 12番委員、 13番委員、 14番委員、 15番委員、
16番委員、 17番委員、 18番委員、 19番委員、 20番委員、 21番委員、 22番委員、
23番委員、 24番委員、 25番委員、 26番委員、 27番委員、 28番委員、 29番委員、
30番委員、 31番委員、 32番委員、 33番委員、 34番委員、 35番委員、 36番委員、
37番委員

出席職員	事務局長	高 田 孝 志	農地グループ長	堀ノ内 敬 久
	振興グループ長	蔵 元 裕 治	主 査	宮 原 博 和
	主 査	原 田 聡	主 査	若 林 優
	主任主事	中 吉 哲 平	主任主事	有 村 大
	補佐兼G長	田 上 政 明	主 査	蔵 元 賢 一
	主任主事	深 瀬 和香子	主任主事	砂 田 洋 一
	主 幹	喜 聞 幸一郎		

総会日程 「諸般の報告」「事務局報告」

- 1 「農地利用変更届」について
- 2 「農用地利用集積計画（利用権設定・所有権移転）（案）の意見決定」について
- 3 「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について
- 4 「農業振興地域整備計画の一部変更（用途区分変更・除外・編入）申出の意見決定」について
- 5 「農地転用事業計画変更申請の意見決定並びに許可決定」について
- 6 「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について
- 7 「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について
- 8 「強制競売の買受適格証明願（転用目的）」について
- 9 「あっせん申出」について

「開 会 午後 2時40分」

○高田事務局長

姿勢を正してください。一同、礼。

○議長（会長）

皆さんこんにちは。本日の出席委員は36名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平成27年第3回定例農業委員会を開会いたします。本日の議事日程は、お手元に配布の議案書のとおりでございます。議案の修正がありますので、事務局より報告をいたします。事務局。

○ [事務局より議案書の訂正について報告]

○議長（会長）

それでは、本日の会議録署名委員を指名いたします。7番委員、8番委員をお願いいたします。議事に入る前に諸般の報告・事務局報告をいたします。

○高田事務局長

それでは先月の総会以降に会長等が出席しました会議等について、報告をいたします。

[4件について報告]

以上、会長等が出席した会議等の状況であります。次に、事務局報告をいたします。農地法第18条第6項の規定に基づく利用権解約賃借権通知報告14件、使用賃借権通知報告が2件、提出されております。以上で報告を終わります。

○議長（会長）

諸般の報告、事務局報告等が終わりました。それでは、議事に入ります。

△ 議案第1号 「農地利用変更届」について

○議長（会長）

次に、議案第1号「農地利用変更届について」を議題といたします。当委員会に対し、農地の利用変更に係る届出が2件なされたので、審議を求めます。この件について現地調査が行われておりますので、調査担当委員の報告をお願いします。国分の1番、28番委員。

○ 28番委員

1号1番を報告します。

申請地は国分郵便局の北東に位置しており、現況は田である。申請地の北は水路、南は道路、東は道路、西は水路である。利用変更目的は畑として使用するものである。工事内容は現状のまま利用するものである。周囲の農地や用水路及び排水路に及ぼす影響はないと思われる。以上のような理由により、当届出は妥当なものと思われる。以上です。

○議長（会長）

2番、17番委員。

○ 17番委員

1号2番を報告します。

申請地は新町公民館の北東に位置しており、現況は畑である。申請地の北は通路と宅地、南は宅地、東は宅地、西は資材置場である。利用変更目的は畑として使用するものである。工事内容は現状のまま利用するものである。周囲の農地や用水路及び排水路に及ぼす影響はないと思われる。以上のような理由により、当届出は妥当なものと思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま調査委員から報告がありました。これより審議に入ります。この件について質疑・討論はありませんか。

○ 「なし」との声あり

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案第1号「農地利用変更届について」の届出は妥当であるという意見ですが、受理することに賛成の方の挙手を求めます。

○ [全員挙手]

○議長（会長）

全員賛成であります。よって、議案第1号「農地利用変更届」を受理することに決定いたしました。

△ 議案第2号 「農用地利用集積計画の意見決定」について

○議長（会長）

次に、議案第2号「農用地利用集積計画の意見決定について」を議題といたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づき、利用権設定の賃借権86件、使用貸借権18件の計104件が提出されていますので、当委員会の意見決定について審議を求めます。ただし、利用権設定のうち73件は、

再設定又は認定農業者でありますので、ご承認いただくこととし、利用権設定の新規31件について調査担当委員の意見報告を求めます。また、溝辺の30番は議事参与の関係で別途審議いたします。では、利用権設定の国分の1番から4番を、25番委員。

○25番委員

2号、利用権設定の1番と2番を報告します。

借人が同人の為、まとめて報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、15,834㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われ。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

2号3番と4番を報告します。

借人が同人の為、まとめて報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、2,409㎡のすべてについて耕作している。また、兼業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われ。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

5番、28番委員。

○28番委員

2号5番を報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、15,973㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われ。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

8番から10番、25番委員。

○25番委員

2号8番と9番を報告します。

借人が同人の為、まとめて報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、32,148㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われ。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

2号10番を報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、6,166㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

11番、9番委員。

○9番委員

2号11番を報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、22,044㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

31番、35番委員。

○35番委員

2号31番を報告します。

借人は、現在、12,356㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

32番、6番委員。

○6番委員

2号32番を報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、26,617㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

37番、4番委員。

○4番委員

2号37番を報告します。

借人は、新規就農という申請であり、現地調査の結果、起農計画書とおりに耕作すると認められる。また、農作業に常時従事すると認められる。農機具も完備している。申請地を効率的に利用することができると思われ。以上です。

○議長（会長）

43番から45番、2番委員。

○2番委員

2号43番から45番を報告します。

借人が同人の為、まとめて報告します。また、44番は26年11月定例会でのあっせん貸付分です。

借人は、現在、68,908㎡のすべてについて耕作している。また、農業生産法人であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われ。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

51番、35番委員。

○35番委員

2号51番を報告します。

借人は、現在、8,193㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われ。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

52番から54番、4番委員。

○4番委員

2号52番を報告します。

借人は、新規就農という申請であり、現地調査の結果、起農計画書とおりに耕作すると認められる。また、農作業に常時従事すると認められる。農機具も完備している。申請地を効率的に利用することができると思われ。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

2号53番と54番を報告します。

借人が同人の為、まとめて報告します。

借人は、新規就農という申請であり、現地調査の結果、起農計画書とおりに耕作すると認められる。また、農作業に常時従事すると認められる。農機具も完備している。申請地を効率的に利用することができると思われ。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われ。

れる。以上です。

○議長（会長）

63番、18番委員。

○18番委員

2号63番を報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、12,408㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

70番、36番委員。

○36番委員

2号70番を報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、3,956㎡のすべてについて耕作している。また、兼業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

84番、19番委員。

○19番委員

2号84番を報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、4,311㎡のすべてについて耕作している。また、兼業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

88番から90番、33番委員。

○33番委員

2号88番と89番を報告します。

借人が同人の為、まとめて報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、5,737㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することがで

きると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

2号90番を報告します。

借人は、現在、2, 198㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用できると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

91番、19番委員。

○19番委員

2号91番を報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、64, 424㎡のすべてについて耕作している。また、兼業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用できると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

92番、7番委員。

○7番委員

2号92番を報告します。

借人は、新規就農という申請であり、現地調査の結果、起農計画書とおりに耕作すると認められる。また、農作業に常時従事すると認められる。農機具も完備している。申請地を効率的に利用できると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

96番、8番委員。

○8番委員

2号96番を報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、6, 140㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用できると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

98番、4番委員。

○4 番委員

2号98番を報告します。

借人は、新規就農という申請であり、現地調査の結果、起農計画書とおり耕作すると認められる。また、農作業に常時従事すると認められる。農機具も完備している。申請地を効率的に利用することができると思われ。以上です。

○議長（会長）

104番、5番委員。

○5 番委員

2号104番を報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、19, 335㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われ。以上です。

○議長（会長）

ただいま、調査担当委員から意見報告が終わりました。補足・説明はありませんか。

○ 「なし」との声あり

○議長（会長）

質疑・討論はありませんか。

○ 「なし」との声あり

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案第2号「農用地利用集積計画の意見決定について」は、利用権設定の溝辺の30番を除く新規30件は、農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を満たしており、妥当なものであるという意見ですが、これについて承認することに賛成の方の挙手を求めます。

○ 「全員挙手」

○議長（会長）

全員賛成であります。よって、議案第2号「農用地利用集積計画の意見決定について」は、利用権設定の溝辺の30番を除く新規30件を承認することに決定いたしました。

次に溝辺の30番を審議いたしますので、35番委員は退席を願います。

○ [35番委員退席]

○議長（会長）

これも事前に現地調査が行われておりますので、担当委員の意見報告を求めます。溝辺の30番、2番委員。

○2番委員

2号30番を報告します。

借人は、現在、9,865㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができるかと認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま、調査担当委員から意見報告がありました。質疑・討論はありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案第2号「農用地利用集積計画の意見決定について」は、利用権設定の溝辺の30番は、農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を満たしており、妥当なものであるという意見ですが、これについて承認することに賛成の方の挙手を求めます。

○ [全員挙手]

○議長（会長）

全員賛成であります。よって、議案第2号「農用地利用集積計画の意見決定について」は、利用権設定の溝辺の30番を承認することに決定いたしました。

35番委員は着席してください。

○ [35番委員入室]

△議案第3号 「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について

○議長（会長）

次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。当委員会に対し、農地法第3条の規定による許可申請の所有権移転18件、利用権設定の貸借権3件の、計21件が提出されましたので、審議を求めます。それでは議案書記載順に、調査担当委員の意見報告を

求めます。国分の1番、29番委員。

○29委員

3号1番を報告します。

申請地は毛梨野公民館の北に位置しており、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は3,575㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

2番、9番委員。

○9番委員

3号2番を報告します。

申請地は川原中市公民館の周辺に位置しており、現況は田11筆と畑1筆である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は9,823㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

3番、25番委員。

○25番委員

3号3番を報告します。

申請地は舞鶴中学校の南西に位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は友人から借りるとの事です。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は3,091㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

4番と5番、32番委員。

○32番委員

3号4番を報告します。

申請地は敷根保育園の南に位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は2,296㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

3号5番を報告します。

申請地は湊・長野神社の南東に位置しており、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は4,514㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

6番、7番委員。

○7番委員

3号6番を報告します。

申請地は塚脇小学校の北西に位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は2,882㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

7番、4番委員。

○4番委員

3号7番を報告します。

申請地は水尻公民館の南に位置しており、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、

農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は12,266㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

8番、7番委員。

○7番委員

3号8番を報告します。

申請地は柿木自治公民館の南に位置しており、現況は畑である。申請地には受人が平成27年12月までの使用収益権を設定している。受人は3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は57,822㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

9番、18番委員。

○18番委員

3号9番を報告します。

申請地は佐々木小学校の南に位置しており、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は5,930㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

10番、19番委員。

○19番委員

3号10番を報告します。

申請地は持松自治公民館の北に位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又

は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は4,003㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

11番、14番委員。

○14番委員

3号11番を報告します。

本件は前回の現地調査で4筆あり、また、前回2筆は許可されており、今回残りの2筆が申請されております。

申請地は持松1区公民館の南南西に位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は32,028㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

12番、7番委員。

○7番委員

3号12番を報告します。

申請地は持松4区公民館の東に位置しており、現況は田である。申請地には***さんが、平成27年3月までの使用収益権を設定している。受人は2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は、無いものについては借りるとの事です。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は3,094㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

13番と14番、1番委員。

○1番委員

3号13番と14番を報告します。

借人が同人の為、まとめて報告します。

申請地は、13番が大田小学校の東、14番が霧島保健福祉センターの西に位置しており、どちらも

現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。借人は3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は46,396㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。借人は農業生産法人以外の法人であるが、取得後において農地等を適正に利用していない場合の契約解除条件が契約書に記載されており、かつ地域の他の農業者との適切な役割分担のもとに継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれる。また、業務執行役員のうち一人以上の者が農業に常時従事すると認められる。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の第2号に該当するが、同条第3項の例外規定のすべてを満たすため許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

15番、19番委員。

○19番委員

3号15番を報告します。

申請地は狭名田自治公民館の北東に位置しており、現況は田である。申請地には受人が平成30年1月までの使用収益権を設定している。受人は3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は2,770㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

16番、7番委員。

○7番委員

3号16番を報告します。

申請地は野上自治公民館の北西に位置しており、現況は不耕作地である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は3,401㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

17番、34番委員。

○34番委員

3号17番を報告します。

申請地は松山公民館の南に位置しており、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は5,003㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

18番、22番委員。

○22番委員

3号18番を報告します。

申請地は霧島市水道部の西に位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は2,879㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

19番と20番、13番委員。

○13番委員

3号19番と20番を報告します。

受人が同人の為、まとめて報告します。

申請地は19番が松永幼稚園の南、20番が宇都公民館の南に位置しており、現況はどちらも田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は2,931㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

21番、5番委員。

○5 番委員

3号21番を報告します。

申請地は割子田公民館の北西に位置しており、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は2,215㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま調査担当委員の報告が終わりました。補足・説明はありますか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

質疑・討論はありますか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案第3号、「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について」は、農地法第3条第2項の各号に該当しないため許可相当という意見ですが、これについて承認することに賛成の方の挙手を求めます。

○ [全員挙手]

○議長（会長）

全員賛成であります。よって、議案第3号、「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について」は、許可することに決定いたしました。

△議案第4号 「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定」について

○議長（会長）

次に議案第4号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定について」を議題とします。農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の一部変更について、市長より意見を求められておりますので、当委員会での審議を求めます。今回は農振除外の3件と用途変更の2件の計5件が提出されましたが、農振除外の福山の3番が取下げとなりましたので、残り4件について、審議をお願いします。この件に

ついて現地調査が行われておりますので調査担当委員の説明をお願いします。農振除外、溝辺の1番、5番委員。

○5番委員

4号農振除外の1番を報告します。

申請地は麓原自治公民館の南西に位置しており、現況は田である。申請地の北は田、南は田、東は田、西は山林である。除外目的は、山林にするものである。当申請は具体的な転用計画があり、除外目的に通常必要とされる面積からみて妥当と思われる。農用地区域外にある代替地の検討結果は妥当である。農用地の外周部に1辺接続している。除外することで農用地の集団化や、農作業の効率化への影響はないと思われる。農用地区域内における担い手の利用集積に支障を及ぼすおそれはないと思われる。農用地等保全施設の有する機能に影響を及ぼすおそれはないと思われる。申請地は土地改良事業等がなされた土地でないため問題ないと思われる。また、除外されたと仮定した場合、申請地は2種農地のその他の農地に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。以上のような理由により、除外はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

2番、31番委員。

○31番委員

4号2番を報告します。

申請地は比曾木野地区公民館の南西に位置しており、現況は畑である。申請地の北は里道、南は山林、東は畑、西は山林である。除外目的は、山林にするものである。当申請は具体的な転用計画があり、除外目的に通常必要とされる面積からみて妥当と思われる。農用地区域外にある代替地の検討結果は妥当である。農用地の外周部に2辺以上接続している。除外することで農用地の集団化や、農作業の効率化への影響はないと思われる。農用地区域内における担い手の利用集積に支障を及ぼすおそれはないと思われる。農用地等保全施設の有する機能に影響を及ぼすおそれはないと思われる。申請地は土地改良事業等がなされた土地でないため問題ないと思われる。また、除外されたと仮定した場合、申請地は2種農地のその他の農地に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。以上のような理由により、除外はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

用途変更、国分の1番、9番委員。

○9番委員

4号用途変更の1番を報告します。

申請地は川原小学校の西に位置しており、現況は田である。申請地の北は道路、南は田、東は宅地、西は田である。用途区分変更目的は農工具置場及び作業場にするものである。周囲の農地の用水路及び排水路は確保されている。申請地は農用地の外周部に位置しており、用途区分変更することで、周囲の農地に及ぼす影響は軽微であると思われ、用途区分変更はやむを得ないものと思われる。以上です。

○議長（会長）
2番、4番委員。

○4番委員
4号用途変更の2番を報告します。

申請地は迫間公民館の南東に位置しており、現況は雑種地である。申請地の北は畑、南は道路、東は畑、西は宅地である。用途区分変更目的は野菜集荷場にするものである。周囲の農地の用水路及び排水路は確保されている。申請地は農用地の外周部に位置しており、用途区分変更することで、周囲の農地に及ぼす影響は軽微であると思われ、用途区分変更はやむを得ないものと思われる。以上です。

○議長（会長）
ただいま調査担当委員から説明がなされましたが、質疑・討論はありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）
これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案第4号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定について」の農振除外の2件、用途変更の2件は、許可という意見です。これについて承認することに賛成の方の挙手を求めます。

○ [挙手多数]

○議長（会長）
賛成多数であります。よって、議案第4号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定について」の農振除外の2件、用途変更の2件は、許可という意見を市長に答申することに決定しました。

△ 議案第5号 「農地転用事業計画変更申請の意見決定並びに許可決定」について

次に、議案第5号「農地転用事業計画変更申請の意見決定並びに許可決定について」を議題とします。当委員会に対し、農地転用許可後の転用事業の促進等に関する事務処理に基づく農地転用事業計画変更承認申請が2件提出されましたので、この処分について審議を求めます。この件について、現地調査が行われておりますので、調査担当委員の説明をお願いします。国分の1番、9番委員。

○9番委員
5号1番を報告します。
申請地は霧島市役所の南西に位置しており、現況は田である。申請地の東は田、西は道路、南は雑種地、北は田である。転用目的は駐車場を建設するものである。農地区分は住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区

域で、その規模がおおむね10ha未満であるため、2種農地の市街地近接農地に該当するものと思われる。周囲の農地の用水路及び排水路は確保されている。周囲の農地に与える影響は変更前と比較して同程度であり、また、その必要性・確実性もあると思われるため、事業計画変更についてはやむを得ないものと思われる。以上です。

○議長（会長）

2番、31番委員。

○31番委員

5号2番を報告します。

申請地は敷根地区集会場の北西に位置しており、現況は田である。申請地の東は田、西は道路、南は田、北は道路である。転用目的は建売住宅2棟を建設するものである。農地区分は他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。周囲の農地の用水路及び排水路は確保されている。家庭用排水は浄化槽を通じて水路に流す計画で問題ないものと思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま調査担当委員から説明がなされましたが、質疑・討論はありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案第5号「農地転用事業計画変更申請の意見決定並びに許可決定について」は、事業計画変更はやむを得ないという意見です。これについて許可することに賛成の方の挙手を求めます。

○ [全員挙手]

○議長（会長）

全員賛成であります。よって、議案第5号「農地転用事業計画変更申請の意見決定並びに許可決定について」は、許可することに決定しました。

「休憩 午後 3時40分」

「再開 午後 3時50分」

△ 議案第6号 「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について

○議長（会長）

次に、議案第6号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。当委員会に対し、農地法第4条の規定による許可申請が9件提出されましたので、この処分について審議を求めます。この件について、現地調査が行われておりますので、調査担当委員の説明をお願いします。国分の1番、6番委員。

○6番委員

6号1番について報告します。

申請地は東国分保育園の東に位置し、現況は宅地である。なお、平成23年9月頃、倉庫を建築してしまったという始末書が添付されています。農地区分は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ha未満であるため、2種農地の市街地近接農地に該当すると思われる。資金の調達については転用済のため不要。法定小作人なし。転用目的は農業用倉庫を建設するものであり、建設済みである。計画面積は390㎡であり、農業用倉庫に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は荒地、西は荒地、南は道路、北は田である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

2番、2番委員。

○2番委員

6号2番を報告します。

申請地は中部共済組合の北に位置し、現況は畑である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は1,116㎡であり、申請地にクヌギ200本を植林するもので相当な面積があると思われる。申請地の東は畑、西は宅地、南は山林、北は畑である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

3番、5番委員。

○5番委員

6号3番を報告します。

申請地は麓原公民館の北西に位置し、現況は畑である。農地区分は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ha未満であるため、2種農地の市街地近接農地に該当すると思われる。

資金の調達については自己資金と融資であるため問題ないと思われる。また、資金証明、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は太陽光発電施設を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は675㎡であり、太陽光パネル80枚、総出力20kwの太陽光発電施設を設置するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は宅地、西は畑、南は宅地、北は畑である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

4番、7番委員。

○7番委員

6号4番を報告します。

申請地は牧園10区公民館の北東に位置し、現況は畑である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は太陽光発電施設を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は626㎡であり、また、隣接地の宅地、490.36㎡を一体利用するもので、全体計画面積は1,116.36㎡である。太陽光パネル240枚、総出力49.5kwの太陽光発電施設を設置するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は田、西は畑、南は宅地、北は雑種地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

5番と6番、34番委員。

○34番委員

6号5番を報告します。

申請地は小浜里中下公民館の西に位置し、現況は山林である。なお、平成27年2月頃、植林してしまったという始末書が添付されています。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については植林済みのため不要。法定小作人なし。転用目的は山林にするものであり、植林済みである。計画面積は234㎡であり、申請地に全て植林済みであり、相当な面積があると思われる。申請地の東は山林、西は山林、南は山林、北は宅地及び山林である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

6号6番を報告します。

申請地は松山公民館の東に位置し、現況は宅地である。なお、平成7年10月頃、宅地にしてしまったという始末書が添付されています。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については施行済のため不要。法定小作人なし。転用目的は宅地拡張するものであり、実現済みである。計画面積は19

5㎡であり、また、隣接地の宅地229㎡を一体利用するもので、全体計画面積は424㎡である。宅地拡張に利用するためには妥当であると思われる。申請地の東は田、西は道路、南は用水路、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

7番と8番、22番委員。

○22番委員

6号7番を報告します。

申請地は見次公民館の北西に位置し、現況は山林である。なお、平成5年3月頃、植林してしまったという始末書が添付されています。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については植林済のため不要。法定小作人なし。転用目的は山林にするものであり、植林済みである。計画面積は490㎡であり、申請地にすべて植林するもので相当な面積があると思われる。申請地の東は宅地、西は畑、南は宅地、北は日豊線のJR敷地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

6号8番を報告します。

申請地は見次公民館の北西に位置し、現況は宅地である。なお、平成5年3月頃、倉庫を建設してしまったという始末書が添付されています。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については建設済のため不要。法定小作人なし。転用目的は農業用倉庫を建設するものであり、建設済みである。計画面積は478㎡であり、農業用倉庫に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は道路、西は日豊線のJR敷地、南は道路、北はJR敷地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

9番、37番委員に代わり33番委員。

○33番委員

6号9番を報告します。

申請地はJR表木山駅の南に位置し、現況は山林である。なお、平成15年3月頃、ツゲの木を植林してしまったという始末書が添付されています。農地区分は、表木山駅の500m以内の区域内にある農地のため、2種農地の500m以内農地に該当すると思われる。資金の調達については植林済のため不要。法定小作人なし。転用目的は山林にするものであり、植林済みである。計画面積は851㎡であり、申請地に全て植林済みであり相当な面積があると思われる。申請地の東は田、西は道路、南は道路、北は田と道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま調査担当委員の報告が終わりました。補足・説明はありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

質疑・討論はありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案第6号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について」は、やむを得ないということで許可という意見です。これについて許可することに賛成の方の挙手を求めます。

○ [挙手多数]

○議長（会長）

賛成多数であります。よって、議案第6号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について」は、許可するという事に決定します。つきましては、26日開催の県農業会議に諮問いたします。

△ 議案第7号 「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について

○議長（会長）

次に、議案第7号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。当委員会に対し、農地法第5条の規定による許可申請が21件出されましたが、霧島の15番が取下げとなりましたので、残り20件の審議を求めます。これも事前に現地調査が行われておりますので、調査担当委員の報告を求めます。国分の1番、7番委員。

○7番委員

7号1番について報告します。

申請地は重久公民館の北東に位置し、現況は宅地である。なお、40年程前に倉庫を建築してしまったとの始末書が添付されています。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については建築済のため不要。法定小作人なし。転用目的は倉庫を建設するものであり、建設済みである。計画面積は268㎡であり、また、隣接地の宅地755.73㎡を一体利用するもので、全体計画面積は1,023.73㎡である。倉庫に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は宅地、西は墓地、南は宅地、北は山林である。隣接地

については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

2番と3番、28番委員。

○28番委員

7号2番について報告します。

申請地は国分中央高校の南に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は福祉施設を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は420㎡であり、また、隣接地の宅地、124.18㎡を一体利用するもので、その同意は得られている。全体計画面積は544.18㎡である。福祉施設に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は水路、西は5条申請地、南は水路、北は雑種地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

7号3番について報告します。

申請地は国分中央高校の南に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は保育所、園庭及び駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は570㎡であり、また、隣接地の宅地406.82㎡を一体利用するもので、その同意は得られている。全体計画面積は976.82㎡である。保育所、園庭及び駐車場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は宅地、西は雑種地、南は5条申請地、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

4番と5番、9番委員。

○9番委員

7号4番について報告します。

申請地は霧島市役所の南西に位置し、現況は田である。農地区分は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ha未満であるため、2種農地の市街地近接農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は593㎡であり、また、隣接地の宅地、9,209.57㎡を一体利用するもので、全

体計画面積は9,802.57㎡である。車305台分の駐車場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は田、西は道路、南は雑種地、北は田である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

7号5番について報告します。

申請地は霧島市役所の南西に位置し、現況は田である。農地区分は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ha未満であるため、2種農地の市街地近接農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的はダイケア施設を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は640㎡であり、また、隣接地の宅地、404.36㎡を一体利用するもので、その同意は得られている。全体計画面積は1,044.36㎡である。ダイケア施設を建設するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は雑種地、西は田、南は雑種地、北は水路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

6番、17番委員。

○17番委員

7号6番について報告します。

申請地はイオン霧島店の南東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は共同住宅及び駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は379㎡であり、共同住宅及び駐車場を建設、利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は不耕作地、西は道路、南は道路、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

7番、9番委員。

○9番委員

7号7番について報告します。

申請地は国分郵便局の南西に位置し、現況は田である。農地区分は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ha未満であるため、2種農地の市街地近接農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法

定小作人なし。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は2,066㎡であり、車67台分の駐車場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は用悪水路、西は宅地、南は水路、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

8番と9番、25番委員。

○25番委員

7号8番について報告します。

申請地は陸上自衛隊国分駐屯地の南東に位置し、現況は雑種地である。なお、平成18年11月頃、通路及びカーポートを建築してしまったという始末書が添付されています。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については転用済のため不要。法定小作人なし。転用目的は宅地拡張するものであり、拡張済みである。計画面積は145㎡であり、また、隣接地の宅地、345.85㎡を一体利用するもので、全体計画面積は490.85㎡である。一般住宅はおおむね500㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は道路と畑、西は宅地、南は畑と宅地、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

7号9番について報告します。

申請地は霧島市公設地方卸売市場の北西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は宅地拡張するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は188㎡であり、また、隣接地の宅地355㎡を一体利用するもので、全体計画面積は543㎡である。一般住宅はおおむね500㎡であり、超過面積の理由書は添付されているため妥当と思われる。申請地の東は荒地、西は宅地と不耕作地、南は水路、北は荒地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

10番、31番委員。

○31番委員

7号10番について報告します。

申請地は敷根地区集会場の北西に位置し、現況は田である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は建売住宅2棟

を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は780㎡であり、また、隣接地の雑種地及び宅地488.47㎡を一体利用するもので、その同意は得られている。全体計画面積は1,268.47㎡である。建売住宅2棟を建設するには相当な面積であると思われる。申請地の東は田、西は道路、南は田、北は水路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

11番と12番、5番委員。

○5番委員

7号11番について報告します。

申請地は笹峯公民館の南西に位置し、現況は畑である。農地区分は、農用地区域内の農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は鶏舎及び放鶏場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は4,214㎡であり、鶏舎及び放鶏場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は道路、西は畑と山林、南は道路、北は畑である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

7号12番について報告します。

申請地は立岩公民館の西に位置し、現況は畑である。なお、昭和54年3月頃、一部通路にしてしまったという始末書が添付されています。農地区分は、申請地に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続しているため、1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は建売住宅、駐車場及び通路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は1,100㎡であり、建売住宅、駐車場及び通路に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は宅地、西は宅地、南は5条申請地、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

13番、6番委員。

○6番委員

7号13番について報告します。

申請地は立岩公民館の西に位置し、現況は畑である。農地区分は、申請地に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続しているため、1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であ

るため実現は確実と思われる。計画面積は396㎡であり、一般住宅はおおむね500㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は宅地、西は5条申請地、南は道路、北は5条申請地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

14番、5番委員。

○5番委員

7号14番について報告します。

申請地は二石田公民館の南西に位置し、現況は田である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は1,210㎡であり、車30台分の駐車場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は宅地、西は宅地、南は原野、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

16番と17番、34番委員。

○34番委員

7号16番について報告します。

申請地は里上公民館の北西に位置し、現況は山林である。なお、平成27年2月頃、植林してしまったという始末書が添付されています。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については植林済みのため不要。法定小作人なし。転用目的は山林にするものであり植林済みである。計画面積は1,339㎡であり、申請地に全て植林済みで相当な面積があると思われる。申請地の東は田、西は山林、南は鉄道用地、北は山林である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

7号17番について報告します。

申請地は富隈小学校の北に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は共同住宅及び駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は490㎡であり、また、隣接地の宅地329.97㎡を一体利用するもので、全体計画面積は819.97㎡である。共同住宅及び駐車場を建設するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は宅地及び不耕作地、西は畑、南は不耕作地、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用

はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

18番、6番委員。

○6番委員

7号18番について報告します。

申請地は真孝西集会場の南東に位置し、現況は田である。農地区分は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ha未満であるため、2種農地の市街地近接農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は280㎡であり、一般住宅はおおむね500㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は田、西は田、南は田、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

19番、37番委員に代わり33番委員。

○33番委員

7号19番について報告します。

申請地は中須西公民館の北に位置し、現況は田である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は393㎡であり、また、隣接地の宅地83.87㎡を一体利用するもので、全体計画面積は476.87㎡である。一般住宅はおおむね500㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は田、西は道路、南は宅地、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

20番、22番委員。

○22番委員

7号20番について報告します。

申請地は宮内幼稚園の南に位置し、現況は畑である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は511㎡であり、一般住宅はおおむね500㎡であるが、超過面積の理由書は添付されているため妥

当と思われる。申請地の東は宅地、西は市道、南は宅地、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

21番、31番委員。

○31番委員

7号21番について報告します。

申請地は堀之頭公民館の南西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、拡張に係る部分の面積が既存の敷地の2分の1の面積を超えないため、1種農地の既存施設の拡張に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は資材置場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は1,500㎡であり、また、隣接地の雑種地3,218㎡を一体利用するもので、全体計画面積は4,718㎡である。資材置場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は雑種地、西は不耕作地、南は水路、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま調査担当委員の報告が終わりました。補足・説明はありますか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

質疑・討論はありますか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案第7号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について」の転用はやむを得ないということで許可という意見ですが、これについて、賛成の方の挙手を求めます。

○ [全員挙手]

○議長（会長）

全員賛成であります。よって、議案第7号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について」の転用は許可ということに決定いたしました。つきましては26日開催の県農業会議に諮問いたします。

△ 議案第8号 「強制競売の買受適格証明願（転用目的）」について

○議長（会長）

次に議案第8号「強制競売の買受適格証明願（転用目的）」についてを議題とします。当委員会に対し、民事執行法等による買受適格証明1件が提出されましたが、隼人の2番が追加されましたので、計2件について審議を求めます。なお、落札後、本申請は「農地法第5条許可申請」があった場合、会長の判断で処理しうるか否かについても同時に審議を求めます。これも事前に現地調査が行われておりますので、調査担当委員の報告を求めます。隼人の1番と2番、6番委員。

○6番委員

8号1番を報告します。

申請地は隼人塚団地公民館の西に位置し、現況は荒地である。農地区分は住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ha未満であるため、2種農地の市街地近接農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題はないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人はなし。転用目的は貸駐車場を建設するものであり、計画も妥当であるため実現は確実と思われる。農地以外の土地、宅地を申請地と同時に利用するものであり、適当と思われる。全体計画面積は883㎡であるため妥当であると思われる。申請地の東は宅地、西は荒地、南は荒地、北は道路である。隣接農地については被害防除計画書に記載してある措置を取るため支障はないものと思われる。以上のような理由により転用はやむを得ないと思われ、買受適格者であると思われる。以上です。

8号2番を報告します。

申請地は隼人塚団地公民館の西に位置し、現況は荒地である。農地区分は住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ha未満であるため、2種農地の市街地近接農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題はないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人はなし。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画も妥当であるため実現は確実と思われる。農地以外の土地、宅地を申請地と同時に利用するものであり、適当と思われる。全体計画面積は624㎡であるため妥当であると思われる。申請地の東は宅地、西は荒地、南は荒地、北は道路である。隣接農地については被害防除計画書に記載してある措置を取るため支障はないものと思われる。以上のような理由により転用はやむを得ないと思われ、買受適格者であると思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま調査担当委員の報告が終わりました。質疑・討論はありませんか。

○ 「なし」との声あり

○議長（会長）

申請面積が違うのはどういう理由ですか？

○中吉主任主事

この申請面積が違うのは、複数筆競売にかかっていますが、そのうち農地が2筆であり、その他は宅地等なので、一体利用の面積により申請面積が違います。

○議長（会長）

他に質疑・討論はありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案8号「強制競売の買受適格証明願（転用目的）について」は、2件とも買受適格者であるとの意見ですが、これについて、承認の方の挙手を求めます。

○ [挙手多数]

○議長（会長）

賛成多数であります。次に、本申請があった場合、会長の判断で処理できるか否かについて、いかが取り計らいましょうか。

○ [「会長一任」との声あり]

○議長（会長）

会長一任とのことをございますので、それでは、会長判断で処理することに賛成の方の挙手を求めます。

○ [挙手多数]

○議長（会長）

賛成多数であります。よって、議案8号「強制競売の買受適格証明願（転用目的）について」は、2件とも買受適格証明を発行するという事に決定し、また、本申請があった場合は、会長の判断で処理することに決定いたしました。

△ 議案第9号 「あっせん申出」について

○議長（会長）

次に議案第9号「あっせん申出について」を議題とします。当委員会に対し、農地移動適正化あっせん事業実施要領規定によるあっせん申出が、貸付希望3件、借受希望3件の計6件がなされましたので審議を求めます。調査担当委員の現地調査報告をお願いします。貸付希望、国分の1番、17番委員。

○17番委員

9号貸付希望の1番を報告します。

この農地はヤマダ電機の西側にあり、良い農地ですので、あっせんを受けたいと思います。以上です。

○議長（会長）

溝辺の2番、35番委員。

○35番委員

9号2番を報告します。

この農地は基盤整備前からの茶畑であります。今回抜根しており、また、傾斜しているので難しいかと思われませんが、あっせんを受けたいと思います。以上です。

○議長（会長）

福山の3番、5番委員。

○5番委員

9号3番を報告します。

申請地の6筆のうち2筆は南西に山があり、日当たりが悪いです。その地区ではほとんど田を作っておりません。よって、この2筆についてはあっせんを受けられませんが、その他の農地については優良農地ですので、あっせんを受けたいと思います。以上です。

○議長（会長）

借受希望、国分の1番と2番、25番委員。

○25番委員

9号借受希望の1番と2番を報告します。

希望者は精力的に規模拡大をされている方で、将来的には息子さんも農業をされたいとの事でした。畑に関しては人を雇用する上において、夏場は水稻の仕事があるのですが、冬場には仕事が無くなるため、それを補うためにゴボウと里芋で仕事を作っていきたい、という意欲的な考えをお持ちですので、あっせんを受けたいと思います。以上です。

○議長（会長）

溝辺の3番、3番委員。

○3番委員

9号3番を報告します。

希望者は横川の方ですが、現在キュウリを60a、白菜を10ha、キャベツを2ha、水稻を22a作っており、一生懸命されている方です。あっせんを受けたいと思います。以上です。

○議長（会長）

ただいま調査担当委員の報告が終わりました。あっせんを受けるということですが、これについて質疑・討論はありませんか。

○ 「なし」との声あり

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案9号「あっせん申し出について」の、貸付希望3件、借受希望3件のあっせんを行なうことに賛成の方の挙手を求めます。

○ [全員挙手]

○議長（会長）

全員賛成であります。よって、議案第9号は、貸付希望3件、借受希望3件のあっせんを行うことに決定いたしました。

それでは、あっせん委員を指名いたします。貸付希望の国分の1番を17番委員と25番委員に、溝辺の2番を35番委員と2番委員に、福山の3番を5番委員と30番委員に、借受希望の国分の1番と2番を25番委員と17番委員に、溝辺の3番を3番委員と4番委員に、以上の通りあっせん委員を指名させていただきました。お互いに連絡を密にしてあっせん行動が整いますようお願いいたします。

以上で平成27年3月定例委員会に付議されました議案の審議はすべて終了いたしました。

次に「その他」はありませんか。

○ 「なし」との声あり

これで平成27年第3回定例農業委員会を閉会いたします。

○高田事務局長

姿勢を正して下さい。一同、礼。本日はこれにて散会いたします。

「閉 会 午後 4時45分」

番

番

番
